

(事務処理上必要な1年未満の期間保存)

事務連絡
平成27年3月31日

関係各機関 災害義援金・救援金 担当者 様

日本赤十字社兵庫県支部
事業部振興課長

「中東人道危機救援金」の受付について

標記救援金について、下記のとおり日本赤十字社として受付を開始しましたので、お知らせいたします。

ご寄付のお問合せがあった場合には、下記受付口座をご案内ください。

記

1 救援金受付口座

(1) 郵便振替口座

- ①口座番号 00110-2-5606
- ②加入者名 日本赤十字社
- ③送金手数料 窓口での取扱いの場合、送金手数料は無料

※通信欄に「中東人道危機」と明記してください。

※受領証を希望される方は、併せて「受領証希望」と明記してください。

(2) 銀行

①金融機関と口座番号

- | | | | |
|-----------|--------|-----|---------|
| 三井住友銀行 | すずらん支店 | (普) | 2787740 |
| 三菱東京UFJ銀行 | やまびこ支店 | (普) | 2105745 |
| みずほ銀行 | クヌギ支店 | (普) | 0623323 |

②口座名義 日本赤十字社(上記3行共通)

③受付期間 平成27年4月1日(水)～平成28年3月31日(木)

④本社ホームページより寄付協力が可能です。

※ご利用の金融機関によっては、振替手数料が別途かかる場合があります。

※ウェブサイトでの申し込みをせずに、ご協力いただく方で、受領証をご希望の方は、お手数ですが日本赤十字社 組織推進部 海外救援金担当(電話:03-3437-7081)まで下記情報をご連絡ください。

①お名前(受領証の宛名) ②ご住所 ③電話番号

④ご寄付された日 ⑤寄付額 ⑥お振込み金融機関名・支店名

2 物品寄付については、受け付けておりません。

3 税法上の取扱いについて

本寄附金は、個人の所得税控除及び法人税の特定公益増進法人への寄附金控除の対象となります。

なお、個人住民税の寄附金控除の適用対象となっておりません。

(適用条文)

- ・所得税法第78条第2項第3号
- ・法人税法第37条第4項

■担当 日本赤十字社兵庫県支部 事業部振興課
TEL 078-241-8921 FAX 078-241-6990